「札幌ハルニレプロジェクト」規約

第１条　（名称）

本会の名称を　札幌ハルニレプロジェクト　と称す。

第２条　（事務所）

本会の事務所を代表の事務所に置く。

第３条　（入会資格）

本会は、市民ホール前にある樹齢300歳の「ハルニレ」について学び、「ハルニレ」と共に生きるまちを目指そうとする者によって組織する。

第４条　（目的及び事業）

本会は、札幌の開拓が始まるはるか昔から、ここで札幌の歴史を見守ってきた市民ホール前の樹齢300歳のハルニレと共に、札幌のまちの未来を考えることを目的とし、ハルニレが天寿を全うできるような保全と活用、及びその子孫を増やし、札幌を「緑豊かな“まち”」にするために各種の事業を行う。

第５条　（役員）

第１項　本会運営のために次の役員を置く。役員の任期は３年とし、再任は妨げない。

代表１人

会計１人

第２項　各役員の職務は次のとおりとする。

代表は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し、議長を兼務する。

会計は、本会の会計を掌握する。

第６条　（会議）

本会の総会は、年度初めに実施する。この他、代表が事業の運営上必要と判断した時に、会議を招集する。

第７条　（定足数）

年度初めの総会は、原則、会員の過半数の出席で成立する。ただし、会員の出席が過半数を満たさない時には、メールなどにより議事録を配布して意見を募り、異議がなければ成立したものとする。

なお、代表の判断で実施する会議では、議事録をメール等で配布して意見の集約を計る。

第８条　（運営）

本会は、会員のカンパ及び各種の助成金によって運営する。

第９条　（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

第10条　（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば、変更できる。

付則　　この会則は、平成26年4月10日から施行する。